

令和4年度 第1回 豊能町子ども・子育て審議会

○ 日 時 令和5年1月27日(金) 午後2時～

○ 場 所 本庁 2階 大会議室

○ 出席委員 7名 敬称略、順不同

鈴木 正敏氏 兵庫教育大学学校教育研究科准教授

木田 正裕氏 豊能町社会福祉協議会前事務局長

上田 みゆき氏 豊能町立吉川保育所所長

大家 雅代氏 豊能町立ひかり幼稚園園長

藤原 はるか氏 豊能町立吉川保育所保護者会副会長

西尾 愛美氏 豊能町立ひかり幼稚園 PTA 副会長

能見 亜須沙氏 豊能町立認定こども園ふたば園前 PTA 副会長

○ 欠席委員 3名

一丸 知代子氏 豊能町子育てアドバイザー

馬渡 秀徳氏 内科医、池田市医師会豊能地区担当理事

門 節子氏 豊能町商工会 女性部部长

○ 事務局 6名

入江こども未来部長、竹内こども育成課長、鳴海豊能町立認定こども園ふたば園園長、

加門こども育成課課長補佐、岡こども育成課主事

○ 配付資料

次第、資料1「令和4年度豊能町子ども・子育て審議会委員名簿」、資料2「豊能町子ども・子育て審議会条例」、資料3「豊能町子ども・子育て審議会規則」、資料4「第2期豊能町子ども・子育て支援事業計画進捗状況 及び 幼児期の学校教育・保育の見込みと提供体制等」、配席図、豊能町子ども・子育て審議会傍聴要領

- ① こども未来部長挨拶
- ② 出席者紹介
- ③ 審議会副会長選任
- ④ 資料確認
- ⑤ 審議会開始
- ⑥ 傍聴者入室
- ⑦ 審議事項

議題 豊能町子ども・子育て支援事業計画進捗状況について

会 長：議事の方に移らせていただきます。第2期豊能町子ども・子育て支援事業計画進捗状況についてですが、豊能町の子どもの子育ての施策に関して、様々なことを決めていくのですが、様々なニーズを把握した上で、それに合わせて事業展開するということが、しっかりと提供できているかどうか、また提供できるような計画であるかどうかというのを検討して、中間の時点で進捗状況、数のチェック、展開の内容を報告するという形です。

今のところ、だいぶ順調に進んでいるようですので、委員の皆様にも内容を聞いていただいて、ご納得いただけたらと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、事務局の方から、内容の説明をよろしくお願いいたします。

事務局：（審議事項説明）

会 長：ありがとうございました。以上のようなご報告がありました、この内容について、ご質問、ご意見等はございますか。数字ばかりで難しいとは思いますが、見込みの量の増減はあったと思います。場所は確保をしつつ、途中で待機が発生したけど、何とか収まったということですね。

事務局：何とか受け入れさせていただいているという状態が続いているところです。

会 長：特に0歳、1歳などの低年齢のお子さんの場合、場所と人がいないと、受け入れが難しいのですが、弾力化で受け入れることができたみたいですね。
一年生の学童保育の希望者が増加傾向にあるということで、これから一年生に上がられる方の保護者は、入室できるか心配なところもあると思います。

事務局：特に今年は利用を希望される方が多いというふうに聞いております。

正確な理由までは、まだ分析ができておりませんが、お子さんを預けて、働きに出られている方が増えてきているのではないかなと思います。
特に、当然就労していることなどが、入室の条件になってきますので、そういう面で働かれている方は増えているのではないとは思っています。

会 長：ありがとうございます。

保護者の方々の間でも、入室できるか心配されている方もおられますかね。
多分一年生だったら、入室させておかないといけないように、お伺いされてるかもしれませんが。委員の皆さまいかがでしょうか。

委 員：現在、年長の子どもがいます。学童保育の申請の時期になると、保護者の間では、子どもを学童に入れるか入れないみたいな話が出てきており、保育所に通わせている保護者は、皆さん働かれていますので、申請期限までに書類を提出しないといけないというざわつきはあったかなと思います。

会 長：申込期限は終わったようですね。

事務局：一定のお申し込みの方はいただいている状況です。

会 長：期限が終わったら、何とか対応できそうですか。

事務局：5年度に向けては、何とか対応はできます。

会 長：一時はざわつくと思いますが、よかったと思います。

他の方いかがですか。何か聞いてみたいことがありますらお願いします。

委 員：幼稚園の保護者は、特に学童に入室させるような動きはあまりなかったのですが、保護者の間では学童の利用者が多くて、利用できるか心配というような声も聞いています。光風台小学校地区に住んでいますが、光風台小学校の定員が満員で、東ときわ台育成室の方に振られることがあるという噂はきいたことがあります。違う校区の学童への入室案内はあるのですか。

事務局：基本的には同じ小学校区になります。

委 員：ありがとうございます。

会 長：何とか同じ小学校で学童を利用できるように配慮してもらいたいですね。保護者の皆さんにも、教育委員会が何とか頑張ってくれるということを伝えて頂ければと思います。他の方いかがでしょうか。ありましたら、学童に限らずどんなことでも結構です。

委 員：いつもお世話になっております。保育所部に通う子どもは、みんなそろって学童にいくと思っていますけど、兄弟がいる家庭などは、出勤時間によれば、家に帰ることもできます。しかし、今の学童は夏休み、冬休みなど長期休暇のときだけの受け入れが、できない

と聞いています。そのために、数名の保護者から、夏休みの間は困るような話を伺っています。そのため、学童に申し込みをする方が、実際いらっしやると聞いています。

どうして、夏休み、冬休みの間だけの受け入れはできないのか以前より疑問に思っていました。

会 長：ありがとうございます。長期休暇だけの利用ができないという意見ですが、事務局いかがでしょうか。

事務局：長期休暇休業中のみの利用のお声もいただくこともありますが、私どもの努力が足りない部分があって申し訳ありませんが、定員に余裕があっても育成室の支援員の先生たちのシフトや、人数的にもやはり、来ていただくのは厳しい部分もあって、今は基本働かれていますらっしゃるご家庭の子どもさんに利用していただくことが、前提になってきますので長期休暇のときだけというのは、受け入れは難しい状態になっています。

会 長：ありがとうございました。

委 員：もう 1 つ以前より疑問があったのですが、保育部を利用できる保護者は働いているから、保育をお願いしているのですが、学童の入室条件に、1 ヶ月 15 日以上勤務されている保護者という条件があります。保育所では 64 時間以上働いている保護者が保育所を利用できるのですが、その場合に、例えば 1 日に 7 時間 8 時間勤務で、10 日間働いている保護者は条件に合わず、1 日に 4 時間、5 時間のパートで月に、15 日、20 日間とか働いている保護者は条件に合います。両者は保育所には通えるのに、学童では 15 日以上という条件があるために前者は利用できません。そのため 15 日という条件の理由が気になっていました。

会 長：事務局、根拠はいかがでしょうか。

事務局：基本的な考え方は、月の半分は働かされている保護者っていうのが一定一つの理由があるのかなと思います。64時間とかいうのも、保育所とかの基準に合わせて考えておりますので、そういう考え方からだと思います。

会長：保護者によって、シフト制など働き方が様々なので、15日とか何時間という、判断の基準がなかなか難しいところではあると思います。行政として、基準を決めなければいけないところで、月の半分ということで、15日としていると今事務局より説明がありました。今後、保護者のニーズを聞きつつ、どうしても15日という取り決めが合わない方が増加してくれば、この審議会で提案していただいて、検討いただく流れになるかと思います。今後、行政には保護者の声を拾っていただけたらなというふうに思います。では、次の方をお願いします。

委員：以前より一時保育に関して疑問がありました。一時保育は、何度か利用はさせていただいているのですが、利用時間が4時間以内というふうに定められています。豊能町の立地の特徴として、仕事、用事などで出かけるときに移動だけで時間がかかります。4時間以内に、用事を済まし切らず、子どもを迎えに行かないといけないという状況が何度かありました。そのような経験から、保育所と同じような時間の中で預かっていただくことは難しいのかなというのは常々思っていました。そこは伺いたいところです。

事務局：確かに4時間とかがって時間を決めさせていただいております。こちらも受け入れられる量といいますが、そういう面もありまして、これもまた先ほどと同じような理由ですが、4時間というのを決めさせていただいて、その中でお願いをしているというところです。確かにおっしゃる通り、外出する時間等もかかってくると思います。しかし、今の段階では4時間の部分で、決めさせていただいてるということになります。

会 長：実際のところの受入れる側としての、現場の先生の意見はいかがですか。

どんな状況で、難しかったり、可能だったりしますか。

事務局：子育て支援の支援センターの方に勤務していた時期もあり、一時預かりについてはスタッフの確保状況というのがありますが、1日4時間以内をお願いしているのは、お子さんは慣れない場所で、長時間の滞在ということが、お子さんにとって大きな負担になるという思いから、できれば4時間以内でお願いしています。9時から5時までの間、お預かりすることは可能ですが、お子さんが慣れてきたら、どうしても4時間以上の保育の要望があったら、スタッフと何度も顔合わせして、お子さんが保育施設の環境に慣れてきて、お子さんの様子を伺いながら、保護者と相談していければと思います。また、お子さんの年齢にもよると思うのですが、生後2ヶ月からお預かりできるのですが、そのようなお子さんの場合は8時間の預かりとなると、お子さんにとっては本当に負担になります。そのため、原則4時間以内というふうに、お知らせしているかと思います。

保護者の方の用事もありますので、応援をしたいのですが、やはりお子さんが、心身ともに負担のない保育環境として、一生懸命誠実にかかわらせていただいております。お子さんにとって、家ではなく違った環境の中で、知らない保育士と過ごす時間が長いと、お子さんには大きな負担がかかります。お子さんは慣れた保護者の方と、お出かけしたらいつもと違うところに行ったら疲れるという状況もあると思います。

それで疲れて、よく寝るなど、そこから体調崩したということもあると思うのですが、それがなおのこと環境が違う、ハード面では保育する場所が違う、保育する方が違うとなると、お子さんの負担が大きいので、負担軽減を考慮して、原則4時間以内のご利用に決めて提示させていただいているような現状です。

会 長：ありがとうございます。一応原則なので、何かのときには対応していただけることもあるかと思います。お子さんの負担のことを考えての4時間ということですね。

一時預かりの利用時、私も経験しましたが、幼稚園じゃないところに入れて、大泣きして大変なことになったことがあります。子どももそれで何とか、やってくれたので、助かりました。

それでは、施策としては順調に進んでいるということですね。

学童も現状は同じ小学校で入室できるということで、安心していただければと思います。また、その他コロナで中止になっている事業はありますけれども、国の方針が変われば回復すると期待をしています。今後、情勢の変化もあると思いますが、少しずつ中止していたものの復活を期待できたらなというふうに思っております。中間ということで、令和4年度は概ね順調に進んでいるということです。

先ほどのように、子育ての当事者の保護者の皆様方から実感のこもったご意見いただけると、事務局の方としても、いろいろ参考になると思いますので、ぜひこういう機会にお願いしたいと思っております。

では、次第3番の報告に関して、進捗状況の報告に関しましては、以上とさせていただきます。もし何か今後、お気づきの点等ございましたら、後日2月3日までに事務局に電話、FAX等でお伝えいただいたらいいかなと思います。

もし、ご意見いただければ、また私と事務局の方で検討しまして、お答えさせていただきたいと思っております。

それでは、最後4番のその他で報告等ありましたら、お願いいたします。

事務局：西地区の認定こども園のことについて、お伝えさせていただきたいと思えます。

教育委員会としましては、この審議会から、昨年度いただきました提言に沿いまして、令和8年4月に開校予定である義務教育学校の近くで、認定こども園を作りたいと考えております。

現在、豊能町では、公共施設の再編につきまして、議論がされ、その結果が出ておりますので、西地区の公共施設の再編と併せて検討して決定していきたいと考えています。

認定こども園につきましては、令和9年4月に開園するようにスケジュールを組んで、こ

れからも進めていきたいと思っておりますが、遅れるようなことがないように進めていきたいと思っております。

令和4年度中に認定こども園の設置場所を決定し、令和5年度に、民営化法人を選定、決定、協定を結ぶことを考えております。

認定こども園の形態については、公私連携幼保連携型、認定こども園、民間法人が運営する予定ですが、そのまま民間法人独自ではなく、町と連携をしていながら、保育教育について、引き継いでいただく。良いところを、そのまま継続していただくように、そのような形がとれる認定こども園を目指しております。

それにつきましては、保護者の代表、民間法人、町と3者協議会というのを作りまして、保育の引き継ぎ等を行いつつ、新たな認定こども園を作っていく、というふうに考えております。

その他の、ご説明は以上になります。

会 長：ありがとうございました。今のご説明につきまして何かご意見とかご質問ありますか。

事務局：先ほど、こども育成課長の方が場所について西地区、公共施設再編の検討の結果が出ているということをお伝えしましたが、これは公共施設再編検討委員会というのがございまして、施設再編の配置案みたいなものを出していただいております。

その案では、今手元に資料がないので、はっきりと正しいことは言えませんが、西地区のふれあい広場から、豊寿荘などの公共施設、その辺りの一画の中で、新しい施設複合施設のような施設をまとめて建てる方が望ましいという内容の検討結果をいただいている状況です。

認定こども園の場所については、今回の公共施設再編検討委員会の中では検討対象とはなってはいませんが、提言の中でも西地区の小中学校の再編の近くが望ましいと、お話をいただいておりますので、今後、町長選挙が控えておりますので、新たに新町長が決まった場合は、新町長と西地区の公共施設の再編とあわせて、認定こども園の場所も検討してい

くと今考えております。先ほど、スケジュールをご説明いたしましたが、西地区の公共施設再編と合わしながらスケジュールの調整も必要になってくるかもしれないということを承知おきいただければと思います。

会 長：ありがとうございました。

ただ今の説明について、ご意見とかご質問とかございますか。

委 員：場所はまだ白紙ということですか。

事務局：まだ決定はしていません。まだ、はっきりと場所は決まっていないというような状況です。場所が決まりましたら、西地区の認定こども園の設置方針に向けた基本方針というものをお示ししていきたいと思っております。場所が決まらない状況で、方針を示しにくいと考えておりますので、その場所の決定については早急に、町として取り組んでいきたいと思っております。

会 長：ありがとうございました。いい場所に決まるといいですね。

本日出席いただいた保護者のお子さんは令和 8 年とか 9 年なので卒園しているかもしれませんが、そのあとの小中一貫校に影響が出るかもしれないので、使いやすい施設を作っていただきたいと思います。また、先ほどの話にもありました 3 者協議会などでご意見いただきたいと思います。本当に皆様からご意見いただかないと進まないと思いますので、保護者の間でも情報共有、収集して、ご意見いただければと思います。

それでは期待を持って、様子を見ていきたいと思っております。

ありがとうございました。その他はいかがでしょう。

委 員：議題とは逸れるかもしれませんが、コロナ禍ということで、自治体によって政策など違うと思うのですが、子どもたちのマスク、黙食に関して豊能町は今どのような方針なのか、

今後感染症の分類が5類に移行されれば状況は変わっていくと思っておりますが、今の状況を伺いたいです。

事務局：マスクについては、3歳以上の子どもさんについては着用をお願いしております。

それ以下のお子さんについては、国の方も推奨を参考にして、義務化はしてないので、国の方針と合わせております。

マスクを外すということですが、感染症の分類が5類になるという話も出ていますが、やはりコロナが一度出てしまうと感染が広がってしまう懸念があります。そうになると、やはり皆さんのご生活であるとか子どもさん自身に影響もありますので、現時点では、これまで通りの着用をお願いしたい、というふうに考えております。

黙食についてですが、以前は全く話さないという方針でしたが、所園長に聞き取りしたところ、ご飯を食べるときは、大きな声で話さない、全く話さないわけではありませんが、静かに食べるように子どもたちと対応していたというふうに聞いております。今は、少し話しながら静かに食べるのであれば、可能だと考えており、実際そのように現場の先生方に対応していただいております。

会長：ありがとうございました。

感染症の分類がコロナ5類になったら、方針も変わるのかなと思います。5月8日ということで今政府の方が出しておりますので、年度が変わった辺りか、しばらくして連休明けたら、様子も変わってくると思いますので、そこから学校園等で検討された上で、対応がなされると思います。

国の方からも方針が示されると思いますので、1日でも早く普通に戻れたらと思っておりますので、また様子を見ていきたいと思っております。

ありがとうございました。今のように、ご意見、いつでもいただきたいと思っております。また学校は学校で、検討をされると思いますので、お子さんが小学校に上がられましたら、少し変わるのかなと思いますので、年長のお子さんがいらっしゃる家庭は期待を持

っていただければと思います。

それでは、事務局の方にお返しします。ありがとうございました。

事務局：ありがとうございました。今年度の審議会の予定は、今回のみとなります。今後、審議をいただく案件が生じましたらご連絡いたしますので、よろしく願いいたします。また、令和5年度は、第3期豊能町子ども・子育て支援事業計画の準備の年になります。現時点では、保護者ニーズに調査、アンケートを行い、令和6年度で事業計画を委員の皆様と一緒に審議させていただきたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

会 長：皆様の方から、ご意見を出していただくのは本当に嬉しいことですので、皆さん代表していただいて、特に保護者の方は、他の保護者の方から聞いていただいて、来ていただけると嬉しく思います。本日はありがとうございました。

⑧ 閉会